

令和5年12月定例会  
(2023年)

議案書②

11月30日提出

【条例】

市議案第102号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

職員給与等を改正するとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）					（ 改 正 後 ）																																																																								
<p>（特定任期付職員の給料の特例）</p> <p>第10条の3 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 （省 略）</p> <p>（任期付常勤職員の給料の特例）</p> <p>第10条の4 任期付常勤職員（小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する任期付常勤職員（以下「任期付常勤講師」という。）を除く。次項において同じ。）の給料月額は、次の給料表に掲げる給料月額のうち、市規則で定める基準に従い決定したその者の属する職務の等級に応じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">1 等級</th> <th style="width: 15%;">2 等級</th> <th style="width: 15%;">3 等級</th> <th style="width: 15%;">4 等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: right;"><u>254,700</u></td> <td style="text-align: right;"><u>250,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>246,100</u></td> <td style="text-align: right;"><u>241,900</u></td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">5 等級</th> <th style="width: 15%;">6 等級</th> <th style="width: 15%;">7 等級</th> <th style="width: 15%;">8 等級</th> </tr> </tbody> </table>					号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級		円	円	円	円	給料月額	<u>254,700</u>	<u>250,000</u>	<u>246,100</u>	<u>241,900</u>	職務の等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	<p>（特定任期付職員の給料の特例）</p> <p>第10条の3 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 （省 略）</p> <p>（任期付常勤職員の給料の特例）</p> <p>第10条の4 任期付常勤職員（小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する任期付常勤職員（以下「任期付常勤講師」という。）を除く。次項において同じ。）の給料月額は、次の給料表に掲げる給料月額のうち、市規則で定める基準に従い決定したその者の属する職務の等級に応じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">1 等級</th> <th style="width: 15%;">2 等級</th> <th style="width: 15%;">3 等級</th> <th style="width: 15%;">4 等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: right;"><u>259,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>254,900</u></td> <td style="text-align: right;"><u>251,500</u></td> <td style="text-align: right;"><u>247,600</u></td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">5 等級</th> <th style="width: 15%;">6 等級</th> <th style="width: 15%;">7 等級</th> <th style="width: 15%;">8 等級</th> </tr> </tbody> </table>					号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級		円	円	円	円	給料月額	<u>259,000</u>	<u>254,900</u>	<u>251,500</u>	<u>247,600</u>	職務の等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号給	給料月額																																																																												
	円																																																																												
1	<u>376,000</u>																																																																												
2	<u>422,000</u>																																																																												
3	<u>472,000</u>																																																																												
4	<u>533,000</u>																																																																												
5	<u>608,000</u>																																																																												
職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級																																																																									
	円	円	円	円																																																																									
給料月額	<u>254,700</u>	<u>250,000</u>	<u>246,100</u>	<u>241,900</u>																																																																									
職務の等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級																																																																									
号給	給料月額																																																																												
	円																																																																												
1	<u>380,000</u>																																																																												
2	<u>427,000</u>																																																																												
3	<u>477,000</u>																																																																												
4	<u>539,000</u>																																																																												
5	<u>615,000</u>																																																																												
職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級																																																																									
	円	円	円	円																																																																									
給料月額	<u>259,000</u>	<u>254,900</u>	<u>251,500</u>	<u>247,600</u>																																																																									
職務の等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級																																																																									

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
給料月額	円	円	円	円	給料月額	円	円	円	円
	236,900	230,900	224,500	217,800		242,600	236,900	231,000	225,600
職務の等級	9等級	10等級	11等級	12等級	職務の等級	9等級	10等級	11等級	12等級
給料月額	円	円	円	円	給料月額	円	円	円	円
	210,800	202,900	196,900	190,200		219,600	211,900	206,600	200,900
職務の等級	13等級				職務の等級	13等級			
給料月額	円				給料月額	円			
	182,800					194,000			
<p>2・3 (省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従っ</p>					<p>2・3 (省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従っ</p>				

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (省 略)</p>	<p>て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の115.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (省 略)</p>

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	459,900	365,500	323,100	271,600	240,900	203,800	162,100
	2	463,000	368,100	325,300	273,200	242,400	205,200	163,200
	3	466,000	370,500	327,500	274,700	243,800	206,600	164,400
	4	469,000	372,900	329,500	276,300	245,200	208,000	165,500
	5	472,000	374,800	331,500	277,800	246,400	209,700	166,600
	6	475,000	377,300	333,500	279,500	248,000	211,400	167,700
	7	478,000	379,600	335,400	281,300	249,500	212,900	168,800
	8	481,100	382,100	337,300	283,100	250,900	214,400	169,900
	9	483,800	384,500	339,200	284,800	252,000	216,200	170,900
	10	486,900	387,100	341,200	286,700	253,400	217,900	172,300
	11	489,900	389,700	343,200	288,500	254,900	219,600	173,600
	12	493,000	392,300	345,200	290,300	256,200	221,100	174,900
	13	495,700	394,600	347,000	292,100	257,500	222,600	176,100
	14	498,000	396,900	349,000	293,700	258,700	224,100	177,600
	15	500,300	399,100	350,900	295,100	259,900	225,600	179,100
	16	502,600	401,400	352,800	296,500	261,100	226,800	180,700
	17	504,600	403,200	354,500	298,000	262,300	228,200	181,800
	18	506,000	405,100	356,500	300,000	263,600	229,600	183,200
	19	507,500	407,000	358,300	302,000	264,900	231,000	184,600
	20	508,900	408,800	360,200	303,800	266,200	232,400	186,000
	21	510,100	410,600	362,100	305,500	267,600	234,000	187,300
	22	511,500	412,400	364,000	307,400	269,100	235,500	189,600
	23	513,000	414,200	365,900	309,300	270,700	236,900	191,800
	24	514,500	416,000	367,800	311,100	272,200	238,100	194,000
	25	515,600	417,600	369,700	312,800	273,800	239,700	196,200
	26	516,700	419,100	371,600	314,800	275,500	241,200	197,900
	27	517,900	420,600	373,500	316,800	277,100	242,600	199,400
	28	519,100	422,100	375,400	318,700	278,700	243,600	200,900
	29	520,100	423,600	376,900	320,400	280,300	245,100	202,400
	30	521,000	424,900	378,700	322,400	281,800	246,400	203,800
	31	521,900	426,200	380,500	324,400	283,300	247,600	205,200
32	522,800	427,400	382,100	326,400	284,800	248,700	206,600	

33	5 23, 6 00	4 28, 6 00	3 83, 8 00	3 27, 6 00	2 85, 9 00	2 49, 7 00	2 08, 0 00
34	5 24, 5 00	4 29, 9 00	3 85, 2 00	3 29, 6 00	2 87, 5 00	2 50, 6 00	2 09, 3 00
35	5 25, 2 00	4 31, 2 00	3 86, 6 00	3 31, 5 00	2 89, 0 00	2 51, 5 00	2 10, 6 00
36	5 25, 7 00	4 32, 4 00	3 88, 0 00	3 33, 5 00	2 90, 5 00	2 52, 4 00	2 11, 9 00
37	5 26, 4 00	4 33, 6 00	3 89, 4 00	3 35, 4 00	2 91, 9 00	2 53, 3 00	2 13, 2 00
38	5 27, 0 00	4 34, 4 00	3 90, 6 00	3 37, 3 00	2 93, 5 00	2 54, 1 00	2 14, 4 00
39	5 27, 8 00	4 35, 2 00	3 91, 8 00	3 39, 2 00	2 95, 1 00	2 54, 9 00	2 15, 6 00
40	5 28, 4 00	4 36, 0 00	3 92, 8 00	3 41, 1 00	2 96, 7 00	2 55, 6 00	2 16, 7 00
41	5 28, 9 00	4 36, 6 00	3 93, 9 00	3 42, 9 00	2 98, 2 00	2 56, 7 00	2 17, 8 00
42		4 37, 3 00	3 95, 1 00	3 44, 8 00	2 99, 8 00	2 57, 9 00	2 18, 9 00
43		4 38, 0 00	3 96, 2 00	3 46, 6 00	3 01, 3 00	2 59, 0 00	2 19, 9 00
44		4 38, 7 00	3 97, 3 00	3 48, 4 00	3 02, 8 00	2 60, 2 00	2 20, 9 00
45		4 39, 5 00	3 98, 0 00	3 49, 9 00	3 04, 4 00	2 61, 4 00	2 21, 8 00
46		4 40, 3 00	3 98, 7 00	3 51, 3 00	3 06, 0 00	2 62, 5 00	2 22, 7 00
47		4 40, 7 00	3 99, 4 00	3 52, 7 00	3 07, 6 00	2 63, 6 00	2 23, 6 00
48		4 41, 4 00	4 00, 1 00	3 54, 2 00	3 09, 1 00	2 64, 7 00	2 24, 5 00
49		4 41, 9 00	4 00, 7 00	3 55, 7 00	3 10, 0 00	2 65, 8 00	2 25, 4 00
50		4 42, 3 00	4 01, 3 00	3 56, 5 00	3 11, 5 00	2 66, 9 00	2 26, 3 00
51		4 42, 7 00	4 01, 8 00	3 57, 5 00	3 13, 0 00	2 67, 9 00	2 27, 2 00
52		4 43, 1 00	4 02, 2 00	3 58, 5 00	3 14, 6 00	2 68, 9 00	2 28, 1 00
53		4 43, 5 00	4 02, 6 00	3 59, 4 00	3 16, 2 00	2 69, 9 00	2 28, 9 00
54		4 43, 9 00	4 02, 9 00	3 60, 5 00	3 17, 8 00	2 70, 9 00	2 29, 8 00
55		4 44, 3 00	4 03, 2 00	3 61, 4 00	3 19, 3 00	2 71, 8 00	2 30, 7 00
56		4 44, 6 00	4 03, 5 00	3 62, 4 00	3 20, 8 00	2 72, 7 00	2 31, 5 00
57		4 44, 9 00	4 03, 8 00	3 63, 3 00	3 22, 2 00	2 73, 6 00	2 31, 8 00
58		4 45, 3 00	4 04, 1 00	3 64, 0 00	3 23, 4 00	2 74, 5 00	2 32, 6 00
59		4 45, 6 00	4 04, 4 00	3 64, 7 00	3 24, 5 00	2 75, 4 00	2 33, 3 00
60		4 45, 9 00	4 04, 7 00	3 65, 3 00	3 25, 6 00	2 76, 3 00	2 33, 9 00
61		4 46, 2 00	4 05, 0 00	3 65, 7 00	3 26, 3 00	2 77, 2 00	2 34, 5 00
62		4 46, 6 00	4 05, 3 00	3 66, 3 00	3 27, 2 00	2 78, 1 00	2 35, 2 00
63		4 46, 9 00	4 05, 6 00	3 67, 0 00	3 28, 0 00	2 79, 0 00	2 35, 8 00
64		4 47, 2 00	4 05, 9 00	3 67, 7 00	3 28, 8 00	2 80, 0 00	2 36, 3 00
65		4 47, 5 00	4 06, 2 00	3 68, 0 00	3 29, 6 00	2 81, 0 00	2 36, 8 00
66		4 47, 9 00	4 06, 5 00	3 68, 7 00	3 30, 0 00	2 81, 9 00	2 37, 3 00
67		4 48, 2 00	4 06, 8 00	3 69, 4 00	3 30, 6 00	2 82, 8 00	2 37, 8 00
68		4 48, 5 00	4 07, 1 00	3 70, 0 00	3 31, 3 00	2 83, 3 00	2 38, 4 00
69		4 48, 8 00	4 07, 3 00	3 70, 3 00	3 32, 1 00	2 84, 0 00	2 38, 9 00
70		4 49, 2 00	4 07, 6 00	3 70, 9 00	3 32, 8 00	2 84, 7 00	2 39, 4 00
71		4 49, 5 00	4 07, 9 00	3 71, 6 00	3 33, 5 00	2 85, 6 00	2 39, 9 00
72		4 49, 8 00	4 08, 1 00	3 72, 2 00	3 34, 1 00	2 86, 6 00	2 40, 4 00
73		4 50, 1 00	4 08, 3 00	3 72, 5 00	3 34, 6 00	2 87, 4 00	2 40, 9 00
74			4 08, 6 00	3 73, 1 00	3 35, 2 00	2 88, 2 00	2 41, 4 00

75	408,900	373,800	335,700	289,000	241,800
76	409,100	374,400	336,300	289,700	242,300
77	409,300	374,800	336,600	290,200	242,800
78	409,600	375,300	337,100	290,600	243,300
79	409,900	375,900	337,500	291,000	243,800
80	410,100	376,400	337,900	291,200	244,300
81	410,300	376,900	338,300	291,500	244,700
82	410,600	377,500	338,800	291,700	245,200
83	410,900	378,000	339,300	292,000	245,600
84	411,100	378,300	339,800	292,200	246,000
85	411,300	378,700	340,100	292,400	246,400
86	411,600	379,200	340,500	292,700	246,800
87	411,900	379,600	341,000	292,900	247,200
88	412,100	380,000	341,400	293,200	247,600
89	412,300	380,400	341,700	293,500	248,000
90	412,600	380,900	342,100	293,800	248,500
91	412,900	381,300	342,600	294,100	248,800
92	413,100	381,700	343,000	294,400	249,100
93	413,300	382,000	343,200	294,800	249,400
94		382,500	343,600	295,100	
95		382,900	344,100	295,500	
96		383,300	344,500	295,700	
97		383,600	344,700	295,900	
98		384,100	345,100	296,200	
99		384,500	345,500	296,600	
100		384,900	345,800	296,800	
101		385,200	346,100	297,100	
102		385,700	346,500	297,500	
103		386,100	346,900	297,900	
104		386,500	347,300	298,100	
105		386,800	347,800	298,400	
106		387,300	348,200	298,800	
107		387,700	348,600	299,100	
108		388,100	349,000	299,300	
109		388,400	349,500	299,600	
110		388,900	349,900	300,000	
111		389,300	350,200	300,300	
112		389,700	350,500	300,500	
113			351,000	300,900	
114				301,300	
115				301,600	
116				301,800	

	117						302,000	
	118						302,300	
	119						302,700	
	120						302,900	
	121						303,100	
	122						303,400	
	123						303,700	
	124						304,100	
	125						304,300	
	126						304,600	
	127						304,900	
	128						305,200	
定年前再任用短時間勤務職員		442,400	358,000	316,200	275,600	256,200	216,200	188,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。

別表第2

## 消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の 等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	425,000	384,600	351,800	302,500	265,300	227,900	202,200
	2	426,800	386,800	354,000	304,300	266,800	229,900	204,100
	3	428,700	388,700	356,200	306,000	268,200	231,700	205,800
	4	430,600	390,600	358,100	307,800	269,600	233,500	207,600
	5	432,000	392,300	360,000	309,300	271,100	235,500	209,400
	6	433,600	394,300	362,000	311,100	272,400	237,000	211,300
	7	435,200	396,100	364,000	313,000	273,600	238,500	213,400
	8	436,700	397,900	365,800	314,900	274,800	240,100	215,700
	9	438,100	399,600	367,500	316,500	275,800	242,000	217,900
	10	439,800	401,500	369,500	318,500	277,000	243,600	219,800
	11	441,400	403,500	371,500	320,500	278,200	245,300	221,900
	12	442,800	405,500	373,500	322,500	279,300	246,800	224,000
	13	443,700	407,100	375,300	324,400	280,400	248,500	225,800
	14	445,300	409,200	377,300	326,000	281,700	250,400	227,600
	15	447,100	411,200	379,300	327,500	282,700	252,200	229,400
	16	448,900	413,300	381,300	329,000	283,700	254,000	231,100
	17	450,400	415,000	382,900	330,500	284,400	255,300	232,700
	18	452,200	416,600	384,900	332,700	285,800	256,800	234,600
	19	454,000	418,200	386,800	334,800	287,100	258,300	236,000
	20	455,700	419,800	388,800	336,900	288,400	259,700	237,400
	21	457,300	421,300	390,500	338,600	289,400	261,100	238,800
	22	459,000	422,900	392,600	340,400	290,400	261,900	240,400
	23	460,600	424,300	394,600	342,200	291,600	262,700	241,900
	24	462,400	425,700	396,600	344,000	292,700	263,600	243,500
	25	463,900	426,800	398,100	345,900	293,600	264,500	245,100
	26	465,300	428,200	400,100	347,900	295,100	265,600	246,700
	27	466,800	429,700	402,100	349,800	296,700	266,700	248,300
	28	468,100	431,200	404,200	351,600	298,200	267,600	249,900
	29	469,300	432,500	405,700	353,400	299,800	268,400	251,400
	30	470,000	434,200	407,500	355,500	301,500	269,400	252,400
	31	470,700	435,800	409,100	357,300	303,200	270,500	253,900
32	471,400	437,400	410,800	359,200	304,900	271,400	255,400	

33	471,900	438,800	412,400	360,600	306,200	271,900	256,800
34	472,700	440,500	413,900	362,600	307,800	273,100	258,000
35	473,400	442,200	415,400	364,500	309,500	274,100	259,000
36	474,000	443,800	416,800	366,500	311,100	275,100	259,900
37	474,300	445,200	418,000	368,400	312,700	275,700	260,800
38	474,900	445,900	419,500	370,500	314,100	276,600	261,800
39	475,400	446,600	421,000	372,400	315,600	277,400	263,000
40	475,900	447,300	422,400	374,400	317,100	278,200	264,100
41	476,400	447,700	423,900	376,300	318,400	279,000	264,900
42	476,800	448,300	425,200	378,400	319,900	280,000	265,800
43	477,200	449,000	426,400	380,400	321,400	280,900	266,800
44	477,600	449,600	427,600	382,400	322,900	281,700	267,800
45	477,900	450,400	428,600	384,100	324,400	282,500	268,600
46		451,100	429,300	385,800	326,100	283,700	269,200
47		451,600	430,100	387,400	327,800	284,900	270,300
48		452,100	430,900	389,000	329,400	286,200	271,200
49		452,600	431,400	390,200	330,800	287,600	272,300
50		452,900	431,800	391,200	332,200	289,200	273,000
51		453,200	432,200	392,200	333,600	290,500	273,900
52		453,600	432,500	393,200	335,200	291,800	274,800
53		454,000	432,800	394,300	336,700	293,200	275,600
54		454,200	433,200	395,400	338,300	294,700	276,400
55		454,500	433,500	396,500	339,900	296,100	277,100
56		454,700	433,800	397,600	341,500	297,500	277,900
57		455,100	434,100	398,900	342,400	298,700	278,700
58		455,300	434,400	399,700	344,100	300,300	279,400
59		455,500	434,700	400,500	345,700	301,900	280,700
60		455,700	435,000	401,100	347,300	303,200	281,900
61		456,100	435,300	401,600	348,900	304,500	283,200
62			435,600	402,300	350,600	306,000	284,500
63			435,900	403,000	352,200	307,400	285,900
64			436,200	403,700	353,900	308,700	287,100
65			436,500	404,000	355,400	310,000	288,500
66			436,800	404,700	357,000	311,600	289,800
67			437,100	405,400	358,500	313,000	290,900
68			437,400	405,900	360,000	314,400	292,000
69			437,600	406,300	361,200	315,700	293,100
70			437,900	406,800	362,600	317,100	294,500
71			438,200	407,400	363,900	318,400	295,900
72			438,400	407,900	365,300	319,800	297,200
73			438,600	408,400	366,400	320,500	298,300
74			438,900	408,800	367,600	322,000	299,400

75	439, 200	409, 300	368, 800	323, 500	300, 500
76	439, 500	409, 800	370, 000	325, 200	301, 600
77	439, 700	410, 300	371, 300	327, 000	302, 700
78	440, 000	410, 800	372, 500	328, 700	303, 600
79	440, 300	411, 400	373, 700	330, 300	305, 000
80	440, 600	411, 900	374, 800	331, 900	306, 200
81	440, 800	412, 300	375, 900	333, 500	307, 500
82	441, 100	412, 900	377, 100	335, 100	308, 700
83	441, 400	413, 400	378, 200	336, 700	310, 100
84	441, 700	413, 600	379, 400	338, 300	311, 200
85	441, 900	413, 900	380, 500	339, 700	312, 500
86		414, 400	381, 100	341, 200	313, 400
87		414, 700	381, 600	342, 700	314, 700
88		415, 000	382, 100	344, 100	316, 000
89		415, 300	382, 700	345, 400	317, 500
90		415, 700	383, 300	346, 600	319, 000
91		416, 100	383, 900	347, 800	320, 500
92		416, 500	384, 500	349, 100	321, 900
93		416, 800	384, 800	350, 400	323, 400
94		417, 200	385, 300	351, 900	324, 600
95		417, 600	385, 900	353, 400	325, 900
96		418, 000	386, 400	354, 800	327, 200
97		418, 300	386, 800	356, 100	328, 500
98		418, 700	387, 200	357, 300	329, 700
99		419, 100	387, 800	358, 400	331, 000
100		419, 500	388, 300	359, 600	332, 200
101		419, 800	388, 700	360, 700	333, 400
102		420, 200	389, 200	361, 800	334, 800
103		420, 600	389, 800	362, 900	335, 700
104		421, 000	390, 300	364, 000	336, 700
105		421, 300	390, 600	365, 200	337, 800
106		421, 700	391, 000	365, 700	338, 900
107		422, 100	391, 500	366, 300	340, 000
108		422, 500	391, 800	366, 900	341, 000
109		422, 800	392, 100	367, 500	342, 000
110			392, 600	368, 000	343, 200
111			393, 100	368, 500	344, 200
112			393, 600	369, 000	345, 200
113			393, 900	369, 400	346, 100
114			394, 400	369, 800	347, 000
115			394, 900	370, 400	347, 900
116			395, 400	370, 900	348, 900

	117					395,700	371,300	349,900
	118					396,200	371,800	350,900
	119					396,700	372,400	351,300
	120					397,200	372,900	351,900
	121					397,600	373,100	352,500
	122					398,100	373,600	352,800
	123					398,500	374,100	353,200
	124					399,000	374,500	353,700
	125					399,400	375,000	354,100
	126						375,500	354,500
	127						376,000	354,900
	128						376,500	355,400
	129						376,800	355,800
	130						377,300	356,200
	131						377,800	356,600
	132						378,300	357,000
	133						378,600	357,400
	134						379,100	357,600
	135						379,500	358,100
	136						379,900	358,500
	137						380,200	358,800
	138						380,700	359,100
	139						381,200	359,500
	140						381,700	360,000
	141						382,000	360,500
	142							360,800
	143							361,300
	144							361,800
	145							362,300
	146							362,600
定年前再任用短時間勤務職員		410,900	379,200	343,900	306,200	289,600	258,300	254,200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

## 別表第3

## 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円
	1	474,700	406,900	334,400
	2	477,000	409,600	337,400
	3	479,200	412,100	340,300
	4	481,500	414,700	343,400
	5	483,700	417,100	346,600
	6	485,800	419,100	349,600
	7	488,000	420,900	352,400
	8	490,000	422,800	355,300
	9	491,900	424,600	357,800
	10	494,000	427,300	360,800
	11	496,100	429,800	363,800
	12	498,200	432,200	366,600
	13	500,300	434,400	368,700
	14	502,200	436,900	371,200
	15	504,300	438,900	373,900
	16	506,400	441,000	376,400
	17	508,300	443,000	379,100
	18	510,300	445,200	382,500
	19	512,300	447,400	385,500
	20	514,100	449,500	388,800
	21	515,900	450,900	391,800
	22	517,700	453,300	394,400
	23	519,500	455,600	396,800
	24	521,300	457,800	399,300
	25	522,900	459,800	401,900
	26	524,700	462,100	403,900
	27	526,500	464,300	405,500
	28	528,300	466,600	407,100
	29	529,900	468,700	408,800
	30	531,700	470,900	411,000
	31	533,500	473,200	413,100
32	535,300	475,300	415,100	

33	536,900	477,100	417,200
34	538,700	479,200	419,300
35	540,400	481,300	420,900
36	542,100	483,300	422,600
37	543,700	485,400	424,500
38	545,300	487,100	426,000
39	546,700	488,900	427,800
40	548,300	490,700	429,600
41	549,800	492,300	431,500
42	551,200	494,100	433,500
43	552,600	495,900	435,300
44	553,900	497,500	437,200
45	555,100	498,900	439,000
46	556,100	500,600	440,700
47	557,100	502,400	442,400
48	558,100	504,100	444,200
49	559,100	505,600	446,000
50	560,000	506,900	447,800
51	560,900	508,200	449,500
52	561,800	509,500	451,200
53	562,600	510,500	452,800
54	563,500	511,800	454,500
55	564,400	513,100	456,200
56	565,300	514,400	457,900
57	566,200	515,400	459,800
58	567,100	516,200	461,000
59	568,000	517,000	462,200
60	568,700	517,800	463,400
61	569,600	518,700	464,400
62	570,500	519,500	465,400
63	571,400	520,400	466,300
64	572,300	521,200	467,100
65	573,200	522,100	467,900
66	574,100	523,000	468,600
67	575,000	523,700	469,300
68	575,900	524,600	469,900
69	576,800	525,500	470,600
70	577,700	526,300	471,300
71	578,600	527,200	471,900
72	579,500	528,100	472,500
73	580,400	528,900	472,800
74	581,300	529,800	473,400

	75	582,200	530,700	474,100
	76	583,100	531,400	474,800
	77	584,000	532,200	475,200
	78	584,900	533,100	475,800
	79	585,800	534,000	476,500
	80	586,700	534,900	477,200
	81	587,600	535,700	477,600
	82	588,500	536,600	478,200
	83	589,400	537,500	478,800
	84	590,300	538,400	479,300
	85	591,200	539,200	479,900
	86	592,100	540,100	480,400
	87	593,000	541,000	480,900
	88	593,900	541,900	481,400
	89	594,800	542,700	481,800
	90	595,700		482,400
	91	596,600		482,800
	92	597,500		483,300
	93	598,400		483,800
	94	599,300		484,400
	95	600,200		485,000
	96	601,100		485,400
	97	602,000		485,900
	98	602,900		486,500
	99	603,800		487,100
	100	604,700		487,600
	101	605,600		488,100
	102	606,500		
	103	607,400		
	104	608,300		
	105	609,200		
	特	616,700		
定年前再任用短時間勤務職員		467,400	394,300	339,700

備考 この表は、医療に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	438,600	373,400	330,400	287,400	258,800	223,700	202,800
	2	441,200	376,000	332,400	289,200	259,900	225,300	204,400
	3	443,700	378,600	334,300	291,200	261,100	226,900	205,900
	4	446,300	381,200	336,200	293,100	262,200	228,500	207,300
	5	448,700	383,500	338,000	294,900	263,400	229,900	208,800
	6	451,200	386,200	340,000	296,900	264,600	231,500	210,000
	7	453,700	388,800	342,000	298,700	265,700	233,100	211,200
	8	456,200	391,500	344,000	300,600	266,700	234,700	212,400
	9	458,600	393,600	345,800	302,400	267,800	236,100	213,800
	10	461,000	395,800	347,900	304,000	268,500	237,400	215,300
	11	463,600	398,000	349,900	305,500	269,200	238,700	216,800
	12	466,000	400,200	351,900	307,100	270,000	239,900	218,300
	13	468,500	402,200	353,400	308,800	271,000	241,100	219,700
	14	470,000	404,200	355,400	310,700	272,000	242,300	221,200
	15	471,300	406,200	357,300	312,700	273,000	243,400	222,700
	16	472,600	408,200	359,300	314,500	274,100	244,500	224,200
	17	473,800	410,000	361,100	316,300	275,300	245,400	225,500
	18	475,100	411,900	363,100	318,200	276,800	246,500	226,800
	19	476,400	413,800	365,100	320,100	278,400	247,800	228,200
	20	477,700	415,600	367,000	321,900	280,000	248,900	229,500
	21	478,900	417,400	368,700	323,700	281,500	250,200	230,600
	22	480,300	419,000	370,700	325,600	283,100	251,400	231,700
	23	481,700	420,600	372,700	327,400	284,700	252,600	232,800
	24	482,900	422,100	374,700	329,300	286,300	253,800	233,900
	25	484,300	423,600	376,100	331,000	287,900	254,600	235,000
	26	485,600	424,900	377,900	332,900	289,400	255,800	236,200
	27	487,000	426,200	379,700	334,800	290,900	256,900	237,400
	28	488,400	427,500	381,400	336,600	292,500	258,000	238,500
	29	489,800	428,800	383,100	337,900	293,800	259,200	239,500
	30	490,900	430,000	384,600	339,700	295,300	260,000	240,800
	31	492,000	431,200	386,100	341,400	296,800	260,800	242,200
32	493,100	432,300	387,600	343,200	298,300	261,600	243,400	

33	494, 200	433, 500	388, 900	344, 900	299, 800	262, 500	244, 400
34	495, 100	434, 700	390, 200	346, 700	301, 400	263, 500	245, 700
35	496, 000	435, 900	391, 500	348, 500	303, 000	264, 500	246, 600
36	496, 900	437, 100	392, 600	350, 300	304, 600	265, 500	247, 800
37	497, 900	438, 400	393, 700	351, 900	305, 900	266, 700	249, 000
38	498, 800	439, 200	394, 800	353, 600	307, 500	268, 200	250, 100
39	499, 700	439, 600	395, 900	355, 200	309, 000	269, 700	251, 100
40	500, 600	440, 300	397, 000	356, 800	310, 500	271, 000	252, 100
41	501, 600	440, 800	397, 800	358, 000	312, 100	272, 200	253, 000
42		441, 200	398, 600	359, 100	313, 700	273, 800	253, 800
43		441, 600	399, 400	360, 300	315, 300	275, 300	254, 600
44		442, 000	400, 200	361, 500	316, 800	276, 800	255, 400
45		442, 400	400, 600	362, 500	317, 700	278, 100	256, 200
46		442, 800	401, 200	363, 300	319, 100	279, 500	257, 400
47		443, 200	401, 700	364, 300	320, 600	280, 800	258, 600
48		443, 500	402, 100	365, 400	322, 200	282, 100	259, 700
49		443, 800	402, 500	366, 400	323, 600	283, 200	261, 000
50		444, 200	402, 800	367, 400	324, 900	284, 600	262, 300
51		444, 500	403, 100	368, 400	326, 100	286, 000	263, 400
52		444, 800	403, 400	369, 300	327, 300	287, 300	264, 400
53		445, 100	403, 700	370, 100	328, 300	288, 600	265, 400
54			404, 000	370, 900	329, 300	290, 200	266, 500
55			404, 300	371, 800	330, 300	291, 700	267, 600
56			404, 600	372, 600	331, 200	293, 100	268, 700
57			404, 900	373, 100	331, 700	294, 300	269, 400
58			405, 200	373, 900	332, 600	295, 800	270, 500
59			405, 500	374, 700	333, 400	297, 100	271, 600
60			405, 900	375, 500	334, 300	298, 600	272, 500
61			406, 100	375, 900	335, 000	299, 900	273, 300
62			406, 400	376, 600	335, 300	301, 300	274, 300
63			406, 700	377, 300	335, 800	302, 700	275, 200
64			407, 000	377, 900	336, 400	304, 000	276, 100
65			407, 200	378, 300	337, 000	305, 000	276, 900
66			407, 500	378, 900	337, 700	306, 200	277, 900
67			407, 800	379, 600	338, 400	307, 400	278, 800
68			408, 100	380, 200	339, 000	308, 800	279, 700
69			408, 300	380, 600	339, 700	310, 100	280, 600
70				381, 100	340, 200	311, 300	281, 600
71				381, 600	340, 800	312, 500	282, 700
72				382, 100	341, 400	313, 700	283, 700
73				382, 700	341, 700	315, 000	284, 300
74				383, 200	342, 300	315, 800	284, 800

75			383,800	342,800	316,500	285,300
76			384,400	343,300	317,200	286,100
77			384,900	343,800	317,800	286,900
78			385,400	344,300	318,500	287,500
79			385,900	344,800	319,200	288,100
80			386,400	345,200	319,800	288,600
81			386,700	345,500	320,400	289,100
82			387,200	345,800	320,600	289,600
83			387,600	346,200	321,100	290,000
84			388,000	346,500	321,600	290,300
85			388,400	347,000	322,200	290,500
86			388,900	347,300	322,700	290,700
87			389,300	347,600	323,200	290,900
88			389,700	347,900	323,600	291,100
89			390,100	348,300	324,200	291,500
90			390,600	348,600	324,700	291,700
91			391,000	349,000	325,100	291,900
92			391,400	349,300	325,600	292,100
93			391,800	349,700	326,100	292,500
94			392,300	350,000	326,500	292,700
95			392,700	350,300	326,700	292,900
96			393,100	350,600	327,000	293,200
97			393,500	350,900	327,400	293,500
98			394,000	351,300	327,800	293,700
99			394,400	351,700	328,200	293,900
100			394,800	352,100	328,600	294,200
101			395,200	352,600	328,900	294,500
102			395,700	353,000	329,100	294,700
103			396,100	353,400	329,500	294,900
104			396,500	353,800	329,800	295,200
105			396,900	354,300	330,000	295,500
106					330,300	
107					330,600	
108					330,900	
109					331,100	
110					331,400	
111					331,800	
112					332,000	
113					332,200	
114					332,400	
115					332,800	
116					333,000	

	117						333,200	
	118						333,600	
	119						334,000	
	120						334,400	
	121						334,600	
定年前再任用 短時間勤務職員		427,900	366,200	323,900	283,100	257,900	244,500	216,300

備考 この表は、調剤に従事する薬剤師、栄養管理に従事する栄養士その他の医療技術職員で、市規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の115.5</u>を乗じて得た</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の112.75</u>を乗じて得</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する職員の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>6 第1項に規定する職員に対する<u>期末手当</u>は、この条例の適用を受ける常勤の職員の例により支給する。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第1項に規定する職員に対する地域手当、時間外勤務手当<u>及び期末手当</u>は、この条例の適用を受ける常勤の職員の例により支給する。</p> <p>6・7 (省 略)</p>	<p>た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する職員の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>6 第1項に規定する職員に対する<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、この条例の適用を受ける常勤の職員の例により支給する。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第1項に規定する職員に対する地域手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、この条例の適用を受ける常勤の職員の例により支給する。</p> <p>6・7 (省 略)</p>

附 則

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日に在職する職員については、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第27条第2項から第4項まで及び第28条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 5 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下この項及び次条において同じ。）」を削る。

第6条中「職員が」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

市議案第103号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例の設定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

期末手当の支給割合を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省 略）</p> <p>3（省 略）</p>	<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省 略）</p> <p>3（省 略）</p>

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号</p>	<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第104号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の設定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

期末手当の支給割合を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第105号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正  
する条例の設定について

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の  
規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成25年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第106号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について  
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、液化石油ガス貯蔵施設等設置完成検査手数料に係る所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
別表第25 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係				別表第25 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
( 省 略 )				( 省 略 )			
10	第37条の3第1項の規定に基づく第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガス貯蔵施設等設置完成検査手数料	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	10	第37条の3第1項の規定に基づく第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガス貯蔵施設等設置完成検査手数料	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の2第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
							計額
(省 略)				(省 略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第107号

豊中市立子育て支援センター条例及び豊中市保健センター条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市立子育て支援センター条例及び豊中市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

児童相談所設置のための改築に伴い、仮移転による子育て支援センター及び中部保健センターの位置の変更を行うとともに、施設を一般の利用に供する事業の休止をするため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立子育て支援センター条例及び豊中市保健センター条例の一部を改正する条例

(豊中市立子育て支援センター条例の一部改正)

第1条 豊中市立子育て支援センター条例(平成13年豊中市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 位置 <u>豊中市岡上の町2丁目1番15号</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例の施行期日は、市規則で定める。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 位置 <u>豊中市北桜塚3丁目1番28号</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例の施行期日は、市規則で定める。</u></p> <p><u>2 当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、センターの施設を同項の利用に供しないものとする。</u></p>

(豊中市保健センター条例の一部改正)

第2条 豊中市保健センター条例(昭和42年豊中市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) 位置 <u>豊中市岡上の町2丁目1番15号</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(2) 位置 <u>豊中市岡上の町2丁目1番8号</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>2</u> <u>当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、豊中市立中部保健センターの施設を同項の利用に供しないものとする。</u></p>

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

市議案第108号

豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

休日開設事業に係る放課後こどもクラブ会費の額等を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例（平成5年豊中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(会費)</p> <p>第2条 放課後子どもクラブに入会した児童の保護者は、会費（<u>延長事業又は土曜日開設事業</u>の利用承認を受けていない場合にあつては、<u>延長事業又は土曜日開設事業</u>に係る会費を除く。）を納付しなければならない。</p> <p>2 会費（<u>延長事業及び土曜日開設事業</u>に係る会費を除く。以下この項において同じ。）は、児童1人につき月額6,000円とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入会している場合は、そのうち1人を除く他の児童の会費は、1人につき月額3,000円とする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(会費の納付期限)</p> <p>第4条 (省 略)</p>	<p>(会費)</p> <p>第2条 放課後子どもクラブに入会した児童の保護者は、会費（<u>延長事業、土曜日開設事業又は休日開設事業</u>の利用承認を受けていない場合にあつては、<u>延長事業、土曜日開設事業又は休日開設事業</u>に係る会費を除く。）を納付しなければならない。</p> <p>2 会費（<u>延長事業、土曜日開設事業及び休日開設事業</u>に係る会費を除く。以下この項において同じ。）は、児童1人につき月額6,000円とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入会している場合は、そのうち1人を除く他の児童の会費は、1人につき月額3,000円とする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 <u>休日開設事業に係る会費は、児童1人につき日額2,000円とする。ただし、同一の日に同一世帯から2人以上の児童が休日開設事業を利用する場合は、そのうち1人を除く他の児童の休日開設事業に係る会費は、1人につき日額1,000円とする。</u></p> <p>6 (省 略)</p> <p>(会費の納付期限)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 <u>休日開設事業に係る会費の納付期限は、当該会費に係る休日開設事業を利用する日とする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>2</u> 教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、会費の納付期限を別に定めることができる。</p>	<p><u>3</u> 教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、会費の納付期限を別に定めることができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第109号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>用している同号」とあるのは「利用している<u>同条第1号又は第2号</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と</u>、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は<u>第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>	<p>用している同号」とあるのは「利用している<u>同号又は同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項中「認定子ども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と</u>、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は<u>第2号</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 1 1 0 号

豊中市立母子父子福祉センター条例の一部を改正  
する条例の設定について

豊中市立母子父子福祉センター条例の一部を改正する条例を  
次のように設定するものとする。

令和 5 年（2 0 2 3 年） 1 1 月 3 0 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

母子父子福祉センターの改築に伴い，母子父子福祉センター  
の位置の変更を行うとともに，使用料の限度額の設定その他所  
要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立母子父子福祉センター条例の一部を改正する条例

豊中市立母子父子福祉センター条例（昭和51年豊中市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）										
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 母子・父子福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）位置 <u>豊中市中桜塚2丁目28番8号</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例の施行期日は、市規則で定める。</p> <p>2 <u>当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条第5号に掲げる事業は、行わないものとする。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;"><u>1, 300円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;"><u>1, 300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1日につき）	会議室	<u>1, 300円</u>	和室	<u>1, 300円</u>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 母子・父子福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）位置 <u>豊中市中桜塚2丁目29番31号</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例の施行期日は、市規則で定める。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;"><u>3, 700円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1日につき）	会議室	<u>3, 700円</u>
区分	使用料（1日につき）										
会議室	<u>1, 300円</u>										
和室	<u>1, 300円</u>										
区分	使用料（1日につき）										
会議室	<u>3, 700円</u>										

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
- 2 この条例による改正後の豊中市立母子父子福祉センター条例第4条の規定による使用承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

市議案第111号

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の設定について

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める  
条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）11月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

社会福祉法の改正等に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものである。

## 豊中市条例第 号

### 豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例

#### (目的)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

#### (基本方針)

第3条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

#### (基準と女性自立支援施設)

第4条 女性自立支援施設は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

#### (構造設備の一般原則)

第5条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

#### (非常災害対策)

第6条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第17条第4項において「非常災害計画」という。）

を策定しなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第17条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第8条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項

において同じ。) としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって，火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には，次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室

- (11) 洗面所
  - (12) 浴室
  - (13) 便所
  - (14) 洗濯室
  - (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
    - ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。
    - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
    - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
  - (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室については常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。
  - (5) その他の設備
    - ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
    - イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らす

ことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第14条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第15条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第16条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について

周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第18条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第19条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には，速やかに，入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第20条 女性自立支援施設は，女性相談支援センター，女性相談支援員，困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか，福祉事務所（法に規定する福祉に関する事務所をいう。），児童相談所，児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。），保健所，医療機関，職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。），職業訓練機関，教育機関，都道府県警察，日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。），配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。），母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員，民生委員，児童委員，保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第21条 女性自立支援施設は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に

代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 豊中市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第75号）は，廃止する。
- 3 この条例の施行の際，現に前項の規定による廃止前の豊中市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定により施設長に任用されている者は，第11条の規定により任用された者とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については，第12条第4項第1号ア及び第14条の規定にかかわらず，当分の間，旧条例第11条第4項に定める基準によることができる。ただし，施設を改築し，又は増築する場合は，この限りでない。

市議案第 1 1 2 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の  
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように  
設定するものとする。

令和 5 年（2 0 2 3 年） 1 1 月 3 0 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法等の改正に伴い，出産被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置を講じるとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（<u>第16条及び第16条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省 略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（第16条、<u>第16条の3及び第16条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省 略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関</p>	<p>の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に，次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条及び第16条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては，その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は，第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p>	<p>法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に，次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条，<u>第16条の3及び第16条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては，その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は，第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア （省 略）</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の保険料の額）</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に</p>	<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア （省 略）</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の保険料の額）</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第9条の額，第11条の2の額，第11条の5の3の額若しくは第11条の5の6の額（被保険者数が増加し，又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第11条の7の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額若しくは同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は，それぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し，若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては，その減少した日が月の初日であるときに限り，その前日とする。）若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割りをもって行う。</p>	<p>規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第9条の額，第11条の2の額，第11条の5の3の額若しくは第11条の5の6の額（被保険者数が増加し，又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第11条の7の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額，第16条の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第16条の3第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額，第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は，それぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し，若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては，その減少した日が月の初日であるときに限り，その前日とする。）若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から月割りをもって行う。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の額，第11条の2の額，第11条の5の3の額若しくは第11条の5の6の額若しくは第11条の7の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額若しくは同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は，その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては，その消滅した日が月の初日であるときに限り，その前日とする。）の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第9条又は第11条の2の基礎賦課額から，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には，650,000円）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には，その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において，その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については，同法第313条第3項，第4項又は第5項の規定を適用せず，また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項，第3項又は第4項の規定によらないものとする。以下この号中山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の額，第11条の2の額，第11条の5の3の額若しくは第11条の5の6の額若しくは第11条の7の額又は次条第1項各号に定める額，<u>第16条の3第1項に定める第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第16条の3第3項第1号に定める額，第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は</u>，その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては，その消滅した日が月の初日であるときに限り，その前日とする。）の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第9条又は第11条の2の基礎賦課額から，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には，650,000円）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には，その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において，その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については，同法第313条第3項，第4項又は第5項の規定を適用せず，また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項，第3項又は第4項の規定によらないものとする。以下この号中山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この号において同じ。）の算定についても同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「合計金額」という。）が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が</p>	<p>配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この号において同じ。）の算定についても同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「合計金額」という。）が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びに当該納付義務者の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、<u>当該保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規</p>	<p>550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、<u>当該保険料率</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第3項に定める場合を除く。)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、<u>当該保険料額</u>に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p>	<p>定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第3項に定める場合を除く。)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、<u>当該保険料率</u>に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第5項に定める場合を除く。)</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替え</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>るものとする。</u></p> <p>5 <u>当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。</u></p> <p>7 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第23条の3 特例対象被保険者等の属する世帯に係る納付義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第23条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p><u>(出産被保険者に関する届出)</u></p> <p>第23条の4 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名、住所、生年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>

第2条 豊中市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)とする(第5項に定める場合を除く。)</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>を超える場合には、<u>当該基礎賦課限度額</u>)とする(第5項に定める場合を除く。)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>220,000円</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を</p>	<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>第11条の5の10に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、「<u>当該基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>当該後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出生被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>第11条の10に規定する介護納付金賦課限度額</u>」と、「<u>当該基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>当該介護納付金賦課限度額</u>」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>第11条の5に規定する基礎賦課限</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>220,000円</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、第6項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>度額を超える場合には、<u>当該基礎賦課限度額</u>)とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>第11条の5の10に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、「<u>当該基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>当該後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>第11条の10に規定する介護納付金賦課限度額</u>」と、「<u>当該基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>当該介護納付金賦課限度額</u>」と、第6項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第16条の4の規定は、この条例の施行の日以後の産前産後期間に係る令和5年度分の保険料及び令和6年度以後の年度分の保

険料について適用し、同日前の産前産後期間に係る令和5年度分の保険料及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 令和5年度分の基礎賦課額に係る第1条の規定による改正後の第16条の4第5項（同条第7項及び第8項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第5項第1号中「保険料率を乗じて得た額」とあるのは、「保険料率を乗じて得た額から、当該額に10分の1を乗じて得た額を控除して得た額」とする。

市議案第 1 1 3 号

豊中市道路占用料条例等の一部を改正する条例の  
設定について

豊中市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように  
設定するものとする。

令和 5 年（2 0 2 3 年） 1 1 月 3 0 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

道路占用料，法定外公共物占用料，公園占用料及び下水道占  
用料の額を改正するとともに，その他所要の規定を整備するた  
め，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(豊中市道路占用料条例の一部改正)

第1条 豊中市道路占用料条例(昭和29年豊中市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する場合の占用料については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特殊構造の道路及び特殊地帯の占用料であって、特別に増額する必要があると認める場合においては、別表の3倍以内で市長が定める。</u></p> <p><u>(2) 広告塔、看板(アーチであるものを除く。以下同じ。)</u>又は幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「法施行令」という。)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。以下同じ。)のための占用であって、これらの表示部分の面積が、道路の占用面積より広いときの<u>占用料は、当該表示部分の面積による。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>(道路の占用の特例)</u></p> <p>第5条 地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係る占用料の額及びその徴収方法については、<u>前3条の規定にかかわらず、市長が定める。</u></p> <p>(無許可占用の占用料)</p> <p>第6条 (省 略)</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、<u>特殊構造の道路及び特殊地帯の占用料であって、特別に増額する必要があると認める場合においては、別表の3倍以内で市長が定めるところによる。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(無許可占用の占用料)</p> <p>第5条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
( 占用料の還付 ) <u>第 7 条</u> ( 省 略 ) ( 延滞金 ) <u>第 8 条</u> ( 省 略 ) ( 延滞金の減免 ) <u>第 9 条</u> ( 省 略 ) ( 道路予定地の占用料 ) <u>第 1 0 条</u> ( 省 略 ) ( 条例施行の細則 ) <u>第 1 1 条</u> ( 省 略 )	( 占用料の還付 ) <u>第 6 条</u> ( 省 略 ) ( 延滞金 ) <u>第 7 条</u> ( 省 略 ) ( 延滞金の減免 ) <u>第 8 条</u> ( 省 略 ) ( 道路予定地の占用料 ) <u>第 9 条</u> ( 省 略 ) ( 条例施行の細則 ) <u>第 1 0 条</u> ( 省 略 )

別表を次のように改める。

別表

道路占用料金表

占用物件		単位	期間	占用料
法第 3	電柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	4, 0 8 0 円
2 条第	電話柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	2, 3 7 6 円
1 項第	支線柱その他の柱類	1 本	1 年	1 8 0 円
1 号に	共架電線その他上空に設ける線類	1 メートル	1 年	2 4 円
掲げる				
工作物	地下に設ける電線その他の線類	1 メートル	1 年	1 2 円
	路上に設ける変圧器	1 個	1 年	1, 8 0 0 円
	地下に設ける変圧器	1 平方メ	1 年	1, 2 0 0 円

			メートル		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	1年	3,600円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	1年	1,560円
	広告塔		表示面積 1平方メ ートル	1年	13,000円
	その他のもの		1平方メ ートル	1年	3,600円
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	水管, 下水道管, ガス管そ の他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	1メート ル	1年	120円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メート ル	1年	120円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メート ル	1年	180円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メート ル	1年	240円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メート ル	1年	480円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メート ル	1年	480円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メート ル	1年	1,200円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メート ル	1年	1,200円
		外径が1メートル以上のもの	1メート ル	1年	2,400円

法第3条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象	地下に設けるもの	1メートル	1年	17円	
		として設置する導線その他の線類	その他のもの	1メートル	1年	55円	
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本	1年	4,400円
			その他のもの	上空に設けるもの	1平方メートル	1年	2,800円
		地下に設けるもの		1平方メートル	1年	1,700円	
	その他のもの			1平方メートル	1年	3,600円	
法第3条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、アーケードその他これらに類するもの		1平方メートル	1年	3,600円		
法第3条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		1平方メートル	1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		1平方メートル	1年	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		1平方メートル	1年	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1平方メートル	1年	6,500円	

	地下に設ける通路		1 平方メートル	1 年	3, 900 円
	その他のもの		1 平方メートル	1 年	3, 600 円
法第 3 条第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの		1 平方メートル	1 日	130 円
	その他のもの		1 平方メートル	1 月	1, 300 円
道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号。以下同じ。)	看板 (ア) 一時的に設けるもの		表示面積 1 平方メートル	1 月	1, 300 円
	その他のもの		表示面積 1 平方メートル	1 年	13, 000 円
号。以下「法施行令」という。) 第 7 条第 1 号に掲げる物件	標識		1 本	1 年	2, 880 円
	旗ざお	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1 本	1 日	130 円
		その他のもの	1 本	1 月	1, 300 円
	幕 (法施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル	1 日	130 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル	1 月	1, 300 円

	以下同じ。)				
	アーチ	車道を横断するもの	1基	1月	13,000円
		その他のもの	1基	1月	6,480円
法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	工事用板囲い, 足場及び工事用材料の置場その他これらに類するもの		1平方メートル	1月	1,300円
法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる	仮設建築物		1平方メートル	1月	360円

施設					
法施行 令第7 条第8 号に掲 げる施 設	食事施設, 高架の道路の路面下に設けるもの 購買施設 その他こ れらに類 する施設 その他のもの	高架の道路の路面下に設けるもの	1 平方メ ートル	1 年	Aに0. 008を乗じて得た額
		上空に設けるもの	1 平方メ ートル	1 年	Aに0. 017を乗じて得た額
		その他のもの	1 平方メ ートル	1 年	Aに0. 025を乗じて得た額
法施行 令第7 条第9 号に掲 げる施 設	高架の道路の路面下に設けるもののうち建築物以外のもの		1 平方メ ートル	1 年	Aに0. 007を乗じて得た額
法施行 令第7 条第1 2号に 掲げ器 具	自転車, 原動機付自転車又は2輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置そ の他の器具		1 平方メ ートル	1 年	Aに0. 025を乗じて得た額

備考

- 1 電柱には、当該電柱に設置される変圧器を含むものとする。
- 2 電話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔、看板又は幕の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

第2条 豊中市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）					（ 改 正 後 ）				
別表 道路占用料金表					別表 道路占用料金表				
	占用物件	単位	期間	占用料		占用物件	単位	期間	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、支柱、支線	1本	1年	<u>4,080円</u>	法第3条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、支柱、支線	1本	1年	<u>4,700円</u>
	電話柱、支柱、支線	1本	1年	<u>2,376円</u>		電話柱、支柱、支線	1本	1年	<u>2,800円</u>
	支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>180円</u>		支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>216円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	<u>24円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	<u>28円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	1メートル	1年	<u>12円</u>		地下に設ける電線その他の線類	1メートル	1年	<u>14円</u>
	路上に設ける変圧器	1個	1年	<u>1,800円</u>		路上に設ける変圧器	1個	1年	<u>2,160円</u>
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	<u>1,200円</u>		地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	<u>1,440円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	<u>3,600円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	<u>4,320円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	<u>1,560円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	<u>1,872円</u>
（省 略）					（省 略）				

( 現 行 )					( 改 正 後 )						
	その他のもの	1 平 方メ ートル	1年	<u>3,600円</u>		その他のもの	1 平 方メ ートル	1年	<u>4,320円</u>		
法第3	水管, 下水	(省 略)			法第3	水管, 下水	(省 略)				
2条第	道管, ガス	外径が0.071メ ートル以上	1メ ートル	1年	<u>120円</u>	2条第	道管, ガス	外径が0.071メ ートル以上	1メ ートル	1年	<u>144円</u>
1項第	管その他こ 2号にれらに類す 掲げるる物件 物件	0.1メートル 未満のもの				1項第	管その他こ 2号にれらに類す 掲げるる物件 物件	0.1メートル 未満のもの			
		外径が0.1メ ートル以上0. 15メートル 未満のもの	1メ ートル	1年	<u>180円</u>			外径が0.1メ ートル以上0. 15メートル 未満のもの	1メ ートル	1年	<u>216円</u>
		外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの	1メ ートル	1年	<u>240円</u>			外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの	1メ ートル	1年	<u>288円</u>
		外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未 満のもの	1メ ートル	1年	<u>480円</u>			外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未 満のもの	1メ ートル	1年	<u>500円</u>
		外径が0.3メ ートル以上0. 4メートル未	1メ ートル	1年	<u>480円</u>			外径が0.3メ ートル以上0. 4メートル未	1メ ートル	1年	<u>576円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )					
		満のもの								
		(省 略)								
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>1,440円</u>	
		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>2,880円</u>	
法第3	(省 略)					法第3	(省 略)			
2条第1項第3号に掲げる施設	その他のもの	1平方メートル	1年		<u>3,600円</u>	2条第1項第3号に掲げる施設	その他のもの	1平方メートル	1年	<u>4,320円</u>
法第3	日よけ, 雨よけ, アークード	1平方メートル	1年		<u>3,600円</u>	法第3	日よけ, 雨よけ, アークード	1平方メートル	1年	<u>4,320円</u>
2条第1項第4号に掲げる施設	その他これらに類するもの	1平方メートル	1年			2条第1項第4号に掲げる施設	その他これらに類するもの	1平方メートル	1年	
法第3	(省 略)					法第3	(省 略)			
2条第1項第	その他のもの	1平方メートル	1年		<u>3,600円</u>	2条第1項第	その他のもの	1平方メートル	1年	<u>4,320円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
5号に掲げる施設		一ト ル			5号に掲げる施設		一ト ル		
(省 略)					(省 略)				
道路法 施行令	(省 略)				道路法 施行令	(省 略)			
標識	1本	1年		<u>2,880円</u>	標識	1本	1年		<u>3,456円</u>
(昭和 27年 政令第 479号。以 下「法 施行令 」とい う。)第 7条第 1号に 掲げ る物件	(省 略)				(昭和 27年 政令第 479号。以 下「法 施行令 」とい う。)第 7条第 1号に 掲げ る物件	(省 略)			
アーチ	(省 略)				アーチ	(省 略)			
その他のもの	1基	1月		<u>6,480円</u>	その他のもの	1基	1月		<u>6,500円</u>
(省 略)					(省 略)				
法施行 令第7 条第6 号に掲	仮設建築物	1平 方メ ー ト ル	1月	<u>360円</u>	法施行 令第7 条第6 号に掲	仮設建築物	1平 方メ ー ト ル	1月	<u>432円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				
(省 略)					(省 略)				
備考 (省 略)					備考 (省 略)				

第3条 豊中市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
別表 道路占用料金表					別表 道路占用料金表				
	占用物件	単位	期間	占用料		占用物件	単位	期間	占用料
法第3	(省 略)				法第3	(省 略)			
2条第	支線柱その他の柱類	1本	1年	216円	2条第	支線柱その他の柱類	1本	1年	259円
1項第	(省 略)				1項第	(省 略)			
1号に	地下に設ける電線その他の	1メ	1年	14円	1号に	地下に設ける電線その他の	1メ	1年	16円
掲げる	線類	一			掲げる	線類	一		
工作物		ト			工作物		ル		
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,160円		路上に設ける変圧器	1個	1年	2,592円
	地下に設ける変圧器	1平	1年	1,440円		地下に設ける変圧器	1平	1年	1,700円

( 現 行 )					( 改 正 後 )						
		方メ ー ト ル					方メ ー ト ル				
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個	1年	<u>4,320円</u>		変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個	1年	<u>5,184円</u>		
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	1個	1年	<u>1,872円</u>		郵便差出箱及び信書便差出 箱	1個	1年	<u>2,246円</u>		
	(省 略)					(省 略)					
	その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>4,320円</u>		その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>5,184円</u>		
法第3	水管, 下水	(省 略)			法第3	水管, 下水	(省 略)				
2条第	道管, ガス	外径が0.07	1メ	1年	<u>144円</u>	2条第	道管, ガス	外径が0.07	1メ	1年	<u>170円</u>
1項第	管その他こ	メートル以上	ー ト			1項第	管その他こ	メートル以上	ー ト		
2号に	れらに類す	0.1メートル	ル			2号に	れらに類す	0.1メートル	ル		
掲げる	る物件	未満のもの				掲げる	る物件	未満のもの			
物件		外径が0.1メ	1メ	1年	<u>216円</u>	物件		外径が0.1メ	1メ	1年	<u>250円</u>
		ートル以上0.	ー ト					ートル以上0.	ー ト		
		15メートル	ル					15メートル	ル		
		未満のもの						未満のもの			
		外径が0.15	1メ	1年	<u>288円</u>			外径が0.15	1メ	1年	<u>330円</u>
		メートル以上	ー ト					メートル以上	ー ト		
		0.2メートル	ル					0.2メートル	ル		

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
		未満のもの							
		(省 略)							
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年					<u>576円</u>
		(省 略)							
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年					<u>1,440円</u>
		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年					<u>2,880円</u>
法第3	(省 略)								
2条第1項第3号に掲げる施設	その他のもの		1平方メートル	1年					<u>4,320円</u>
法第3	日よけ, 雨よけ, アークードその他これらに類するもの		1平方メートル	1年					<u>4,320円</u>
法第3	(省 略)								
2条第1項第3号に掲げる施設	その他のもの		1平方メートル	1年					<u>5,184円</u>
法第3	日よけ, 雨よけ, アークードその他これらに類するもの		1平方メートル	1年					<u>5,184円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
掲げる 施設					掲げる 施設				
法第3	(省 略)				法第3	(省 略)			
2条第 1項第 5号に 掲げる 施設	その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>4,320円</u>	2条第 1項第 5号に 掲げる 施設	その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>5,184円</u>
(省 略)					(省 略)				
道路法	(省 略)				道路法	(省 略)			
施行令	標識	1本	1年	<u>3,456円</u>	施行令	標識	1本	1年	<u>4,147円</u>
(昭和 27年 政令第 479 号。以 下「法 施行 令」と いう。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	(省 略)				(昭和 27年 政令第 479 号。以 下「法 施行 令」と いう。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	(省 略)			

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
(省 略)					(省 略)				
法施行 令第7 条第6 号に掲 げる仮 設建築 物及び 同条第 7号に 掲げる 施設	仮設建築物	1 平 方メ ー ト ル	1 月	<u>4 3 2 円</u>	法施行 令第7 条第6 号に掲 げる仮 設建築 物及び 同条第 7号に 掲げる 施設	仮設建築物	1 平 方メ ー ト ル	1 月	<u>5 1 8 円</u>
(省 略)					(省 略)				
備考 (省 略)					備考 (省 略)				

第4条 豊中市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
別表 道路占用料金表					別表 道路占用料金表				
占用物件		単位	期間	占用料	占用物件		単位	期間	占用料
法第3	(省 略)				法第3	(省 略)			
2条第 1項第	支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>2 5 9 円</u>	2条第 1項第	支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>2 8 0 円</u>
(省 略)					(省 略)				

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
1号に 掲げる 工作物	地下に設ける電線その他の 線類	1メ ー ト ル	1年	<u>16円</u>	1号に 掲げる 工作物	地下に設ける電線その他の 線類	1メ ー ト ル	1年	<u>17円</u>
	路上に設ける変圧器	1個	1年	<u>2,592円</u>		路上に設ける変圧器	1個	1年	<u>2,700円</u>
	(省 略)					(省 略)			
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個	1年	<u>5,184円</u>		変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個	1年	<u>5,500円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	1個	1年	<u>2,246円</u>		郵便差出箱及び信書便差出 箱	1個	1年	<u>2,300円</u>
	(省 略)					(省 略)			
	その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>5,184円</u>		その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>5,500円</u>
(省 略)					(省 略)				
法第3	(省 略)				法第3	(省 略)			
2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>5,184円</u>	2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>5,500円</u>
法第3 2条第 1項第 の	日よけ, 雨よけ, アーク ドその他これらに類するも の	1平 方メ ー ト	1年	<u>5,184円</u>	法第3 2条第 1項第 の	日よけ, 雨よけ, アーク ドその他これらに類するも の	1平 方メ ー ト	1年	<u>5,500円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
4号に掲げる施設		ル			4号に掲げる施設		ル		
法第3	(省 略)				法第3	(省 略)			
2条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	1平方メートル	1年	5,184円	2条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	1平方メートル	1年	5,500円
(省 略)					(省 略)				
道路法	(省 略)				道路法	(省 略)			
施行令	標識	1本	1年	4,147円	施行令	標識	1本	1年	4,400円
(昭和27年政令第479号。以下「法施行令」という。)第7条第1号に掲げ	(省 略)				(昭和27年政令第479号。以下「法施行令」という。)第7条第1号に掲げ	(省 略)			

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
る物件	(省 略)				る物件	(省 略)			
法施行 令第7 条第6 号に掲 げる仮 設建築 物及び 同条第 7号に 掲げる 施設	仮設建築物	1平 方メ ー ト ル	1月	518円	法施行 令第7 条第6 号に掲 げる仮 設建築 物及び 同条第 7号に 掲げる 施設	仮設建築物	1平 方メ ー ト ル	1月	550円
(省 略)					(省 略)				
備考 (省 略)					備考 (省 略)				

(豊中市法定外公共物管理条例の一部改正)

第5条 豊中市法定外公共物管理条例(平成16年豊中市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

法定外公共物占用料金表

占用物件	単位	期間	占用料
電柱, 電線, 変圧塔, 郵便差出箱, 電柱, 支柱, 支線	1本	1年	4,080円
公衆電話所, 広告塔その他これらに電話柱, 支柱, 支線	1本	1年	2,376円

類する工作物	支線柱その他の柱類	1本	1年	180円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	24円
	地下に設ける電線その他の線類	1メートル	1年	12円
	路上に設ける変圧器	1個	1年	1,800円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	1,200円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	3,600円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,560円
	広告塔	表示面積1平方メートル	1年	13,000円
	その他のもの	1平方メートル	1年	3,600円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	120円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	120円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	180円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	240円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	1年	480円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	480円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	1年	1,200円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	1,200円		
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	2,400円		
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象としての	地下に設けるもの	1メートル	1年	17円
		て設置する導線その他の線類	その他のもの	1メートル	1年	55円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本	1年	4,400円	
	その他のもの	上空に設けるもの	1平方メートル	1年	2,800円	
		地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,700円	
	その他のもの	1平方メートル	1年	3,600円		
日よけ、雨よけ、アーケードその他これらに類するもの		1平方メートル	1年	3,600円		
通路その他これに類する施設	上空に設ける通路	1平方メートル	1年	6,500円		
	地下に設ける通路	1平方メートル	1年	3,900円		
	水路に設ける通路橋	1平方メートル	1年	432円		
	その他のもの	1平方メートル	1年	3,600円		
露店、商品置場その他これらに類する	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける	1平方メートル	1日	130円		

る施設	るもの		トル			
	その他のもの		1 平方メ トル	1 月	1, 3 0 0 円	
看板（アーチであるものを除く。以下同じ。）、標識、旗ざお、幕（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。以下同じ。）及びアーチ	看板	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メート ル	1 月	1, 3 0 0 円	
		その他のもの	表示面積 1 平方メート ル	1 年	1 3, 0 0 0 円	
	標識		1 本	1 年	2, 8 8 0 円	
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1 本	1 日	1 3 0 円	
		その他のもの	1 本	1 月	1, 3 0 0 円	
	幕	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メート ル	1 日	1 3 0 円	
		その他のもの	表示面積 1 平方メート ル	1 月	1, 3 0 0 円	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基	1 月	1 3, 0 0 0 円	
		その他のもの	1 基	1 月	6, 4 8 0 円	
	工事用板囲い，足場及び工事用材料の置場その他これらに類するもの			1 平方メ トル	1 月	1, 3 0 0 円
仮設建築物			1 平方メ トル	1 月	3 6 0 円	
食事施設，購買施設その他これらに			高架の道路の路面下に設けるもの	1 平方メ トル	1 年	Aに0. 0 0 8を乗じて得た額

類する施設		トル		
	上空に設けるもの	1 平方メ トル	1 年	Aに0. 017を乗じて得た額
	その他のもの	1 平方メ トル	1 年	Aに0. 025を乗じて得た額
自転車, 原動機付自転車又は2輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その 他の器具		1 平方メ トル	1 年	Aに0. 025を乗じて得た額
上記以外の工作物, 物件, 施設その他これらに類するもの		1 平方メ トル	1 月	550円

備考

- 1 電柱には, 当該電柱に設置される変圧器を含むものとする。
- 2 電話柱とは, 電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい, 電柱であるものを除くものとする。
- 3 共架電線とは, 電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは, 広告塔, 看板又は幕の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは, 近傍類似の土地の時価を表すものとする。

第6条 豊中市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に, 傍線で示すように改める。

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
別表 法定外公共物占用料金表					別表 法定外公共物占用料金表				
占用物件		単位	期間	占用料	占用物件		単位	期間	占用料
電柱, 電 線, 変圧 塔, 郵便	電柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	4, 080円	電柱, 電 線, 変圧 塔, 郵便	電柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	4, 700円
	電話柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	2, 376円		電話柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	2, 800円
	支線柱その他の柱類	1 本	1 年	180円		支線柱その他の柱類	1 本	1 年	216円

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
差出箱、 公衆電話 所、広告 塔その他 これらに 類する工 作物	共架電線その他上空に設ける線類	1メ ー ト ル	1年	<u>24円</u>	差出箱、 公衆電話 所、広告 塔その他 これらに 類する工 作物	共架電線その他上空に設ける線類	1メ ー ト ル	1年	<u>28円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	1メ ー ト ル	1年	<u>12円</u>	塔その他 これらに 類する工 作物	地下に設ける電線その他の線類	1メ ー ト ル	1年	<u>14円</u>
	路上に設ける変圧器	1個	1年	<u>1,800円</u>	作物	路上に設ける変圧器	1個	1年	<u>2,160円</u>
	地下に設ける変圧器	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>1,200円</u>		地下に設ける変圧器	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>1,440円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	<u>3,600円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	<u>4,320円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	<u>1,560円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	<u>1,872円</u>
	(省 略)					(省 略)			
その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>3,600円</u>		その他のもの	1平 方メ ー ト ル	1年	<u>4,320円</u>	
水管、下 水道管、 ガス管そ の他これ	(省 略)				水管、下 水道管、 ガス管そ の他これ	(省 略)			
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メ ー ト ル	1年	<u>120円</u>		水道管、 ガス管そ の他これ	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メ ー ト ル	1年	<u>144円</u>

( 現 行 )				( 改 正 後 )					
らに類する物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>180円</u>	らに類する物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>216円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>240円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>288円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>480円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>500円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>480円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>576円</u>
	(省 略)					(省 略)			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>1,200円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>1,440円</u>
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>2,400円</u>		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>2,880円</u>
	(省 略)					(省 略)			
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これら	その他のもの	1平方メートル	1年	<u>3,600円</u>	鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これら	その他のもの	1平方メートル	1年	<u>4,320円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
に類する施設					に類する施設				
日よけ, 雨よけ, アークードその他これらに類するもの	1 平方メートル	平	1 年	<u>3, 6 0 0 円</u>	日よけ, 雨よけ, アークードその他これらに類するもの	1 平方メートル	平	1 年	<u>4, 3 2 0 円</u>
通路その他これに類する施設	(省 略)				通路その他これに類する施設	(省 略)			
水路に設ける通路橋	1 平方メートル	平	1 年	<u>4 3 2 円</u>	水路に設ける通路橋	1 平方メートル	平	1 年	<u>5 1 8 円</u>
その他のもの	1 平方メートル	平	1 年	<u>3, 6 0 0 円</u>	その他のもの	1 平方メートル	平	1 年	<u>4, 3 2 0 円</u>
(省 略)					(省 略)				
看板 (アーチであるものを除く。以下同じ。), 標識, 旗ざお, 幕	(省 略)				看板 (アーチであるものを除く。以下同じ。), 標識	1 本	1 年		<u>2, 8 8 0 円</u>
(省 略)					(省 略)				
アーチ	(省 略)				アーチ	(省 略)			
その他のもの	1 基	1 月		<u>6, 4 8 0 円</u>	その他のもの	1 基	1 月		<u>6, 5 0 0 円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
(道路法 施行令 (昭和2 7年政令 第479 号)第7 条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。以下 同じ。) 及びアー チ					(道路法 施行令 (昭和2 7年政令 第479 号)第7 条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。以下 同じ。) 及びアー チ				
(省 略)					(省 略)				
仮設建築物		1 平 方メ ー ト ル	1 月	<u>3 6 0 円</u>	仮設建築物		1 平 方メ ー ト ル	1 月	<u>4 3 2 円</u>
(省 略)					(省 略)				
備考 (省 略)					備考 (省 略)				

第7条 豊中市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )

別表

法定外公共物占用料金表

占用物件	単位	期間	占用料	
電柱,	(省 略)			
電線, 支線柱その他の柱類	1本	1年	216円	
変 圧	(省 略)			
塔, 郵便差出箱, 公衆電話所, 広告塔その他これらに類する工作物	地下に設ける電線その他の線類	1メ ー ト ル	1年	14円
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,160円
	地下に設ける変圧器	1平 方 メ ー ト ル	1年	1,440円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	4,320円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,872円
	(省 略)			
	その他のもの	1平 方 メ ー ト ル	1年	4,320円

( 改 正 後 )

別表

法定外公共物占用料金表

占用物件	単位	期間	占用料	
電柱,	(省 略)			
電線, 支線柱その他の柱類	1本	1年	259円	
変 圧	(省 略)			
塔, 郵便差出箱, 公衆電話所, 広告塔その他これらに類する工作物	地下に設ける電線その他の線類	1メ ー ト ル	1年	16円
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,592円
	地下に設ける変圧器	1平 方 メ ー ト ル	1年	1,700円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	5,184円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	2,246円
	(省 略)			
	その他のもの	1平 方 メ ー ト ル	1年	5,184円

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
水管,	(省 略)			水管,	(省 略)		
下水道	外径が0.07メートル以	1メ	1年	下水道	外径が0.07メートル以	1メ	1年
管,ガ	上0.1メートル未満のも	1ト		管,ガ	上0.1メートル未満のも	1ト	
ス管	その	ル		ス管	その	ル	
その他	外径が0.1メートル以上	1メ	1年	その他	外径が0.1メートル以上	1メ	1年
れらに	0.15メートル未満のも	1ト		れらに	0.15メートル未満のも	1ト	
類する	の	ル		類する	の	ル	
物件	外径が0.15メートル以	1メ	1年	物件	外径が0.15メートル以	1メ	1年
	上0.2メートル未満のも	1ト			上0.2メートル未満のも	1ト	
	の	ル			の	ル	
	(省 略)				(省 略)		
	外径が0.3メートル以上	1メ	1年		外径が0.3メートル以上	1メ	1年
	0.4メートル未満のもの	1ト			0.4メートル未満のもの	1ト	
		ル				ル	
	(省 略)				(省 略)		
	外径が0.7メートル以上	1メ	1年		外径が0.7メートル以上	1メ	1年
	1メートル未満のもの	1ト			1メートル未満のもの	1ト	
		ル				ル	
	外径が1メートル以上の	1メ	1年		外径が1メートル以上の	1メ	1年
	もの	1ト			もの	1ト	
		ル				ル	
鉄道,	(省 略)			鉄道,	(省 略)		
軌道,	その他のもの	1平	1年	軌道,	その他のもの	1平	1年
自動運		方メ		自動運		方メ	

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
行補助 施設そ の他こ れらに 類する 施設		一 ト ル			行補助 施設そ の他こ れらに 類する 施設		一 ト ル		
日よけ、雨よけ、アーケードその 他これらに類するもの	1 平 方メ ー ト ル	1 年		<u>4, 3 2 0 円</u>	日よけ、雨よけ、アーケードその 他これらに類するもの	1 平 方メ ー ト ル	1 年		<u>5, 1 8 4 円</u>
通路そ の他こ れに類 する施 設	(省 略)				通路そ の他こ れに類 する施 設	(省 略)			
水路に設ける通路橋	1 平 方メ ー ト ル	1 年		<u>5 1 8 円</u>	水路に設ける通路橋	1 平 方メ ー ト ル	1 年		<u>6 2 1 円</u>
その他のもの	1 平 方メ ー ト ル	1 年		<u>4, 3 2 0 円</u>	その他のもの	1 平 方メ ー ト ル	1 年		<u>5, 1 8 4 円</u>
(省 略)					(省 略)				
看 板 (アー チであ るもの	(省 略)				看 板 (アー チであ るもの	(省 略)			
標識	1 本	1 年		<u>3, 4 5 6 円</u>	標識	1 本	1 年		<u>4, 1 4 7 円</u>
(省 略)					(省 略)				

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
<p>を 除く。以下同じ。), 標識, 旗 ざ お, 幕 (道路 法施行 令 (昭 和 2 7 年政令 第 4 7 9 号) 第 7 条 第 4 号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。 以下同 じ。)</p>		<p>を 除く。以下同じ。), 標識, 旗 ざ お, 幕 (道路 法施行 令 (昭 和 2 7 年政令 第 4 7 9 号) 第 7 条 第 4 号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。 以下同 じ。)</p>	

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
及びア ーチ				及びア ーチ			
(省 略)				(省 略)			
仮設建築物	1 平 方メ ートル	1 月	<u>4 3 2 円</u>	仮設建築物	1 平 方メ ートル	1 月	<u>5 1 8 円</u>
(省 略)				(省 略)			
備考 (省 略)				備考 (省 略)			

第 8 条 豊中市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
別表 法定外公共物占用料金表				別表 法定外公共物占用料金表			
占用物件		単位	期間	占用料			
電柱,	(省 略)						
電線,	支線柱その他の柱類	1 本	1 年	<u>2 5 9 円</u>			
変 圧	(省 略)						
塔, 郵	地下に設ける電線その他	1 メ ートル	1 年	<u>1 6 円</u>			
便差出	の線類	一 ト					
箱, 公		ル					
衆電話	路上に設ける変圧器	1 個	1 年	<u>2, 5 9 2 円</u>			
所, 広	(省 略)						
電柱,	(省 略)						
電線,	支線柱その他の柱類	1 本	1 年	<u>2 8 0 円</u>			
変 圧	(省 略)						
塔, 郵	地下に設ける電線その他	1 メ ートル	1 年	<u>1 7 円</u>			
便差出	の線類	一 ト					
箱, 公		ル					
衆電話	路上に設ける変圧器	1 個	1 年	<u>2, 7 0 0 円</u>			
所, 広	(省 略)						

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
告塔そ の他こ れらに 類する 工作物	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個	1年	<u>5,184円</u>	告塔そ の他こ れらに 類する 工作物	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個	1年	<u>5,500円</u>
	郵便差出箱及び信書便差 出箱	1個	1年	<u>2,246円</u>		郵便差出箱及び信書便差 出箱	1個	1年	<u>2,300円</u>
	(省 略)					(省 略)			
	その他のもの	1平 方メ ートル	1年	<u>5,184円</u>		その他のもの	1平 方メ ートル	1年	<u>5,500円</u>
	(省 略)					(省 略)			
鉄道, 軌道, 自動運 行補助 施設そ の他こ れらに 類する 施設	(省 略)				鉄道, 軌道, 自動運 行補助 施設そ の他こ れらに 類する 施設	(省 略)			
	その他のもの	1平 方メ ートル	1年	<u>5,184円</u>		その他のもの	1平 方メ ートル	1年	<u>5,500円</u>
日よけ, 雨よけ, アーケードそ の他これらに類するもの		1平 方メ ートル	1年	<u>5,184円</u>	日よけ, 雨よけ, アーケードそ の他これらに類するもの		1平 方メ ートル	1年	<u>5,500円</u>
通路そ	(省 略)				通路そ	(省 略)			

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
その他水路に設ける通路橋 れに類する施設	水路に設ける通路橋	1 平 方メ ートル	1年	<u>6 2 1 円</u>	その他水路に設ける通路橋 れに類する施設	水路に設ける通路橋	1 平 方メ ートル	1年	<u>7 4 5 円</u>
	その他のもの	1 平 方メ ートル	1年	<u>5, 1 8 4 円</u>		その他のもの	1 平 方メ ートル	1年	<u>5, 5 0 0 円</u>
(省 略)					(省 略)				
看板	(省 略)				看板	(省 略)			
(アー チであ るもの を 除 く。以 下 同 じ。), 標識, 旗 ざ お, 幕 (道路 法施行 令 (昭 和 2 7	標識	1 本	1年	<u>4, 1 4 7 円</u>	(アー チであ るもの を 除 く。以 下 同 じ。), 標識, 旗 ざ お, 幕 (道路 法施行 令 (昭 和 2 7	標識	1 本	1年	<u>4, 4 0 0 円</u>
(省 略)					(省 略)				

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
年政令 第47 9号)				年政令 第47 9号)			
第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。 以下同 じ。)				第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。 以下同 じ。)			
及びア ーチ				及びア ーチ			
(省 略)				(省 略)			
仮設建築物	1 平 方メ ー ト ル	1月	<u>5 1 8 円</u>	仮設建築物	1 平 方メ ー ト ル	1月	<u>5 5 0 円</u>
(省 略)				(省 略)			
備考 (省 略)				備考 (省 略)			

(豊中市都市公園条例の一部改正)

第9条 豊中市都市公園条例(昭和35年豊中市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 公園の占用料

種別	単位	期間	占用料
電柱, 支柱, 支線	1本	1年	4,080円
電話柱, 支柱, 支線	1本	1年	2,376円
支線柱その他の柱類	1本	1年	180円
公衆電話所	1個	1年	3,600円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,560円
水道管, 下	1メートル	1年	120円
水道管, ガ	1メートル	1年	120円
ス管その他	1メートル	1年	180円
これらに類	1メートル	1年	240円
するもの	1メートル	1年	480円
	1メートル	1年	480円
	1メートル	1年	1,200円
	1メートル	1年	1,200円
	1メートル	1年	2,400円
仮設建物その他これに類するもの	1平方メートル	1月	360円
工事用板囲い, 足場及び工事用材料の置場	1平方メートル	1月	1,300円
保育所等施設	1平方メートル	1年	4,320円
サイクルポート	1平方メートル	1年	Aに0.025を乗じて得た額

備考

- 1 電柱には、当該電柱に設置される変圧器を含むものとする。
- 2 電話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。
- 3 サイクルポートとは、都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第18条第1号に掲げる自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に

供するものをいう。

4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

第10条 豊中市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）					
別表第3 公園の占用料				別表第3 公園の占用料					
種別	単位	期間	占用料	種別	単位	期間	占用料		
電柱, 支柱, 支線	1本	1年	4,080円	電柱, 支柱, 支線	1本	1年	4,700円		
電話柱, 支柱, 支線	1本	1年	2,376円	電話柱, 支柱, 支線	1本	1年	2,800円		
支線柱その他の柱類	1本	1年	180円	支線柱その他の柱類	1本	1年	216円		
公衆電話所	1個	1年	3,600円	公衆電話所	1個	1年	4,320円		
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,560円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,872円		
水道管,	(省 略)			水道管,	(省 略)				
下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	120円	下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	144円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	180円	下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	216円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	240円	下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	288円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	1年	480円	下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	1年	500円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	480円	下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	576円
(省 略)				(省 略)					

( 現 行 )				( 改 正 後 )					
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	1,200円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	1,440円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	2,400円		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	2,880円
仮設建物その他これに類するもの		1平方メートル	1月	360円	仮設建物その他これに類するもの		1平方メートル	1月	432円
(省 略)				(省 略)					
保育所等施設		1平方メートル	1年	4,320円	保育所等施設		1平方メートル	1年	5,184円
(省 略)				(省 略)					
備考 (省 略)				備考 (省 略)					

第11条 豊中市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )				( 改 正 後 )					
別表第3 公園の占用料				別表第3 公園の占用料					
種別	単位	期間	占用料	種別	単位	期間	占用料		
(省 略)				(省 略)					
支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>216円</u>	支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>259円</u>		
公衆電話所	1個	1年	4,320円	公衆電話所	1個	1年	5,184円		
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,872円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	2,246円		
水道管,	(省 略)			水道管,	(省 略)				
下水道管, ガス管その他これ	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	144円	下水道管, ガス管その他これ	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	170円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	216円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	250円

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
らに類するもの	外径が0.15メートル以上0.2	1メートル	1年	<u>288円</u>	らに類するもの	外径が0.15メートル以上0.2	1メートル	1年	<u>330円</u>
	(省 略)					(省 略)			
	外径が0.3メートル以上0.4メ	1メートル	1年	<u>576円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メ	1メートル	1年	<u>660円</u>
	(省 略)					(省 略)			
	外径が0.7メートル以上1メート	1メートル	1年	<u>1,440円</u>		外径が0.7メートル以上1メート	1メートル	1年	<u>1,700円</u>
ル未満のもの				ル未満のもの					
外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>2,880円</u>	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>3,300円</u>		
仮設建物その他これに類するもの	1平方メートル	1月	<u>432円</u>	仮設建物その他これに類するもの	1平方メートル	1月	<u>518円</u>		
(省 略)				(省 略)					
保育所等施設	1平方メートル	1年	<u>5,184円</u>	保育所等施設	1平方メートル	1年	<u>6,221円</u>		
(省 略)				(省 略)					
備考 (省 略)					備考 (省 略)				

第12条 豊中市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
別表第3 公園の占用料					別表第3 公園の占用料				
種別	単位	期間	占用料		種別	単位	期間	占用料	
(省 略)					(省 略)				
支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>259円</u>		支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>280円</u>	
公衆電話所	1個	1年	<u>5,184円</u>		公衆電話所	1個	1年	<u>5,500円</u>	

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個	1 年	2, 2 4 6 円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個	1 年	2, 3 0 0 円
( 省 略 )				( 省 略 )			
仮設建物その他これに類するもの	1 平方メートル	1 月	5 1 8 円	仮設建物その他これに類するもの	1 平方メートル	1 月	5 5 0 円
( 省 略 )				( 省 略 )			
保育所等施設	1 平方メートル	1 年	6, 2 2 1 円	保育所等施設	1 平方メートル	1 年	6, 6 0 0 円
( 省 略 )				( 省 略 )			
備考 ( 省 略 )				備考 ( 省 略 )			

(豊中市下水道条例の一部改正)

第 1 3 条 豊中市下水道条例(昭和 3 9 年豊中市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項の表を次のように改める。

種別	単位	期間	占用料
電柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	4, 0 8 0 円
電話柱, 支柱, 支線	1 本	1 年	2, 3 7 6 円
支線柱その他の柱類	1 本	1 年	1 8 0 円
共架電線その他上空に設ける線類	1 メートル	1 年	2 4 円
水道管, 下水道管, ガス管 その他これらに類するもの	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	1 メートル	1 2 0 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	1 メートル	1 2 0 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの	1 メートル	1 8 0 円
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	1 メートル	2 4 0 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	1 メートル	4 8 0 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	1 メートル	4 8 0 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	1 メートル	1, 2 0 0 円
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの	1 メートル	1, 2 0 0 円

外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	2,400円
工事用板囲い、足場及び工事用材料の置場	1平方メートル	1月	1,300円
上記以外の工作物、物件、施設その他これらに類するもの	1平方メートル	1月	550円

備考

- 1 電柱には、当該電柱に設置される変圧器を含むものとする。
- 2 電話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

第14条 豊中市下水道条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）					
（占有） 第19条（省略） 2 管理者は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。				（占有） 第19条（省略） 2 管理者は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。					
種別	単位	期間	占有料	種別	単位	期間	占有料		
電柱、支柱、支線	1本	1年	<u>4,080円</u>	電柱、支柱、支線	1本	1年	<u>4,700円</u>		
電話柱、支柱、支線	1本	1年	<u>2,376円</u>	電話柱、支柱、支線	1本	1年	<u>2,800円</u>		
支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>180円</u>	支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>216円</u>		
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	<u>24円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	<u>28円</u>		
水道管、	（省略）			水道管、	（省略）				
下水道管、ガス管その他これらに	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>120円</u>	下水道管、ガス管その他これらに	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>144円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>180円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>216円</u>

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
類するもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>240円</u>	類するもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>288円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>480円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>500円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>480円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>576円</u>
	(省 略)					(省 略)			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>1,200円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	<u>1,440円</u>
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>2,400円</u>		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>2,880円</u>
	(省 略)					(省 略)			
備考 (省 略)					備考 (省 略)				

第15条 豊中市下水道条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
(占有) 第19条 (省 略) 2 管理者は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。					(占有) 第19条 (省 略) 2 管理者は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。				
種別	単位	期間	占有料		種別	単位	期間	占有料	
(省 略)					(省 略)				
支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>216円</u>		支線柱その他の柱類	1本	1年	<u>259円</u>	

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
(省 略)					(省 略)				
水道管, 下 水 道 管, ガス 管その他 これらに 類するも の	(省 略)								
	外径が0.07メートル以上	1メートル	1年	<u>144</u> 円	外径が0.07メートル以上	1メートル	1年	<u>170</u> 円	
	0.1メートル未満のもの				0.1メートル未満のもの				
	外径が0.1メートル以上0.	1メートル	1年	<u>216</u> 円	外径が0.1メートル以上0.	1メートル	1年	<u>250</u> 円	
	1.5メートル未満のもの				1.5メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上	1メートル	1年	<u>288</u> 円	外径が0.15メートル以上	1メートル	1年	<u>330</u> 円	
	0.2メートル未満のもの				0.2メートル未満のもの				
	(省 略)								
	外径が0.3メートル以上0.	1メートル	1年	<u>576</u> 円	外径が0.3メートル以上0.	1メートル	1年	<u>660</u> 円	
	4メートル未満のもの				4メートル未満のもの				
(省 略)									
外径が0.7メートル以上1メ	1メートル	1年	<u>1,440</u> 円	外径が0.7メートル以上1メ	1メートル	1年	<u>1,700</u> 円		
ートル未満のもの				ートル未満のもの					
外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>2,880</u> 円	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	<u>3,300</u> 円		
(省 略)					(省 略)				
備考 (省 略)					備考 (省 略)				

第16条 豊中市下水道条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(占有) 第19条 (省 略)	(占有) 第19条 (省 略)

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から、次の表に掲げる占用料を徴収する。				2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から、次の表に掲げる占用料を徴収する。			
種別	単位	期間	占用料	種別	単位	期間	占用料
(省 略)				(省 略)			
支線柱その他の柱類	1 本	1 年	2 5 9 円	支線柱その他の柱類	1 本	1 年	2 8 0 円
(省 略)				(省 略)			
備考 (省 略)				備考 (省 略)			

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条、第5条、第9条及び第13条並びに次項の規定 令和6年4月1日
  - (2) 第2条、第6条、第10条及び第14条並びに附則第3項の規定 令和7年4月1日
  - (3) 第3条、第7条、第11条及び第15条並びに附則第4項の規定 令和8年4月1日
  - (4) 第4条、第8条、第12条及び第16条並びに附則第5項の規定 令和9年4月1日
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

市議案第 1 1 4 号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例の設定  
について

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように設定  
するものとする。

令和 5 年（2 0 2 3 年） 1 1 月 3 0 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

原田緑地における有料施設の種類及び利用料金の限度額その他有料施設の管理に関し必要な事項を定めるとともに、当該有料施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例

豊中市都市公園条例（昭和35年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(承認の特例)</p> <p>第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第1項の承認を受けることを要しない。</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p><u>第14条から第18条まで 削除</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 有料施設 市が管理する公園施設で、有料で使用させるものをいう。</u></p> <p>(承認の特例)</p> <p>第5条 <u>法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第17条第1項の許可又は承認を受けた者は、当該許可又は承認に係る事項については前条第1項の承認を受けることを要しない。</u></p> <p><u>第3章 有料施設</u></p> <p><u>(有料施設)</u></p> <p>第14条 <u>有料施設は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(使用の承認)</u></p> <p>第15条 <u>有料施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の承認の際、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p><u>(使用制限)</u></p> <p>第16条 <u>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、有料施設の使用を承</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(許可又は承認の期間)</p> <p>第24条 第4条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の規定による許可又は承認の期間は、5年(同項の規定による保育所等施設(法第7条第2項に規定する保育所その他の社会福祉施設をいう。以下同じ。)に係る許可の期間にあっては、10年)以内で市規則で定める。</p>	<p><u>認しない。</u></p> <p>(1) <u>他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者</u></p> <p>(2) <u>公益を害するおそれがあると認める者</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者</u></p> <p><u>(目的外使用の制限)</u></p> <p>第17条 第15条第1項の規定により有料施設の使用承認を受けた者は、その有料施設の構造若しくは設備を変更し、又はその有料施設を目的外に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするときは、その承認を与えてはならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の承認の際、使用者に対し必要な設備をすることを命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の承認を受けた者が同項又は前項の規定により設備をしたときは、使用後直ちにこれを撤去して原状に回復しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項の承認を受けた者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。</u></p> <p>第18条 <u>削除</u></p> <p>(許可又は承認の期間)</p> <p>第24条 第4条第1項、第8条第1項、<u>第9条第1項</u>、第15条第1項及び<u>第17条第1項</u>の規定による許可又は承認の期間は、5年(<u>第9条第1項</u>の規定による保育所等施設(法第7条第2項に規定する保育所その他の社会福祉施設をいう。以下同じ。)に係る許可の期間にあっては、10年)以内で</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(保証人又は保証金)</p> <p>第27条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定による使用許可又は使用承認の際、使用者に保証人を立てさせ、又は使用者から保証金を徴することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(過料)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科することがある。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (省 略)</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することがある。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>市規則で定める。</p> <p>(保証人又は保証金)</p> <p>第27条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項、第8条第1項、<u>第9条第1項、第15条第1項又は第17条第1項</u>の規定による許可又は承認の際、使用者に保証人を立てさせ、又は使用者から保証金を徴することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(過料)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 第17条第1項の規定に違反した者</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (省 略)</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 有料施設の使用承認、その取消しその他有料施設の使用に関する業務</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第36条 市長は、指定管理者に、指定管理者から<u>第4条第1項</u>の承認を受けた者の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第6</u>に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する承認を受けた者が会費、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、別表第6に定める額の2倍以内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(利用料金の前納及び返還)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(指定管理者の管理の基準)</p> <p>第43条 公園の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公園の開園時間及び<u>休園日</u>は、公園の利用形態、利用者の便宜等により市長の承認を得て定めること。</p>	<p><u>のうち、市長が指定する業務</u></p> <p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第36条 市長は、指定管理者に、指定管理者から<u>第4条第1項又は第15条第1項</u>の承認を受けた者の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第6及び別表第7</u>に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する<u>第4条第1項の承認</u>を受けた者が会費、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、別表第6に定める額の2倍以内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(利用料金の納付及び返還)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>2 <u>指定管理者から第15条第1項の承認を受けた者は、自動車を別表第1に規定する自動車駐車場から出場させる時に利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(指定管理者の管理の基準)</p> <p>第43条 公園の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公園の開園時間及び<u>休園日並びに有料施設の使用時間及び休日</u>は、公園の利用形態、利用者の便宜等により市長の承認を得て定めること。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )								
(2)～(4) (省 略) <u>別表第1 削除</u>	(2)～(4) (省 略) <u>別表第1 有料施設</u> <table border="1" data-bbox="1137 360 2067 459"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 360 1451 408"><u>公園の名称</u></th> <th data-bbox="1451 360 2067 408"><u>有料施設の種類</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 408 1451 459">原田緑地</td> <td data-bbox="1451 408 2067 459">自動車駐車場</td> </tr> </tbody> </table> <u>別表第7 有料施設の利用料金</u> <table border="1" data-bbox="1137 517 2067 616"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 517 1451 564"><u>種別</u></th> <th data-bbox="1451 517 2067 564"><u>利用料金</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 564 1451 616">自動車駐車場</td> <td data-bbox="1451 564 2067 616">20分までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table> <u>備考</u> 利用料金は、1区画当たりの額とする。	<u>公園の名称</u>	<u>有料施設の種類</u>	原田緑地	自動車駐車場	<u>種別</u>	<u>利用料金</u>	自動車駐車場	20分までごとに100円
<u>公園の名称</u>	<u>有料施設の種類</u>								
原田緑地	自動車駐車場								
<u>種別</u>	<u>利用料金</u>								
自動車駐車場	20分までごとに100円								

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。